

広報

# はむら

平成24年4月15日

## Main Contents

- 自転車を利用する皆さんへ…………… 1
- お知らせ…………… 3
- こどものページみんな知ってる？  
はむらのこと！…………… 16

### 表紙の写真

#### 根がらみ前水田のチューリップ

昨年の11月に、市内の小学生やボランティア、チューリップオーナーの皆さんが植えた40万球の球根。厳しかった冬を乗り越えて、きれいな花が咲き始めました。

やわらかな日差しの中で輝くチューリップからは、やっと訪れた春の息吹が感じられます。

(写真…平成23年4月20日(水)撮影)





# 自転車を利用する皆さんへ

問合せ

防災安全課交通・防犯係

自転車は、子どもから高齢の方まで幅広く利用することができ、環境にやさしく、健康増進効果が期待できる乗り物です。

東日本大震災による交通の混乱などを機に通勤手段などとしても注目を集めています。その一方で、昨年の東京都内の交通事故の3割以上は自転車に関係しており、自転車のルール違反による交通事故も発生しています。

自転車は、手軽な交通手段ですが「車両」の仲間です。交通事故の被害者となるばかりでなく、加害者として損害賠償責任を負う場合もあります。

自転車は車両であることを十分認識して、交通ルールやマナーを守り安全に利用することも保険に加入しましょう。

自転車は左側通行！



## 自転車安全利用五則

### ① 自転車は車道が原則、歩道は例外

■ 歩道と車道の区別があるところでは、車道通行が原則です。しかし、次の場合は、例外として歩道を通行できます。

- 道路標識などで認められている場合
- 運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の高齢の方、身体の不自由な方の場合
- 道路工事や駐車車両などにより車道の左側を通行することが困難なとき

■ 車道の通行量が非常に多く危険な場合

### ② 車道では左側を通行

■ 自転車は、車道の左側に寄って通行しなければなりません。右側通行は禁止です。ただし、二重線以外の路側帯であれば、そこを通行することができます。

### ③ 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行

■ 自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りをすぐ停止できる速度で徐行し、歩行者の通行を妨げてはいけません。歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止するか自転車から降りて押して歩きましょう。

### ④ 安全ルールを守る

■ 飲酒運転、並進は禁止です。（「並進可」の標識がある場所を除く）二人乗りは、幼児用の座席に幼児（6歳未満の子ども）を乗車させるとき以外はやめましょう。

■ 信号を守り、一時停止場所では必ず止まって安全確認をし、夜間はライトを点灯してください。

■ 傘差し、携帯電話やメールをしながらの運転は違反です。

### ⑤ 子どもはヘルメットを着用

■ 保護者の方は、13歳未満の子どもを自転車に乗車させるときや同乗させるときには、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



## 損害賠償保険への加入

歩行者との交通事故など、自転車利用者が加害者となる交通事故が発生しています。自転車利用者は車両運転者としての責任を自覚するとともに、損害賠償責任保険などへ加入しましょう。自転車の賠償保険は、損害保険会社の賠償責任保険のほか、公益財団法人日本交通管理技術協会のTSマーク制度があります。

※TSマーク制度は、自転車の点検・整備を行い、安全な自転車と確認したときに、賠償責任保険と傷害保険が含まれるTSマークを貼るものです。TSマーク取扱いの自転車店で自転車を購入したときや、点検・整備を受けたときに、点検・整備料を払うとTSマークが貼られます。